

正	誤
ページ段行	ページ段行
令和七年四月九日（号外第八十号）公布経済産業省令第三十六号（輸出貿易管理令別表第一及び外國為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令）	令和七年四月九日（号外第八十号）公布経済産業省令第三十六号（輸出貿易管理令別表第一及び外國為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令）
（原稿誤り）	（原稿誤り）
二八上（改正後欄）	二八上（改正後欄）
令和七年四月九日（号外第八十号）	令和七年四月九日（号外第八十号）
告示第六十三号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件）	告示第六十三号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件）
（原稿誤り）	（原稿誤り）
四六上	四六上
終りから二二	終りから二二
政令の施行の日	政令の施行の日
号政令の第百七和の十七日五年	号政令の第百七和の十七日五年